

【重要】大使館からのお知らせ（日本におけるオミクロン株に対する水際対策措置の強化）（続報）

【ポイント】

- 11月30日、日本政府はナイジェリアを含む4か国を「オミクロン株（B.1.1529系統の変異株）に対する指定国・地域」に指定しました。
- 12月2日午前0時（日本時間）より、ナイジェリアから日本への渡航者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での3日間の待機及び入国後3日目の検査を受けていただくこととなります。また、待機場所を退所後、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機いただく必要があります。

【本文】

1 11月30日、日本政府はナイジェリア、スウェーデン、スペイン及びポルトガルの4か国を、日本が指定する「オミクロン株（B.1.1529系統の変異株）に対する指定国・地域」に追加しました。

2 指定国への追加に伴い、上記4か国からの日本への渡航者及び帰国者については、12月2日午前0時（日本時間）から、検疫所長の指定する場所で3日間待機及び入国後3日目に検査を受ける必要があります。陰性が確認され次第、待機場所を退所いただき、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機いただく必要があります。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

Consular Section, Embassy of Japan

所在地：No.9, Bobo Street, Maitama, Abuja, NIGERIA.

電話：（234）（0）90-6000-9019

：（234）（0）90-6000-9099

（通常の電話受付時間：土日祝日を除く、08：00～12：00、13：00～17：30）

メール：visanigeria@la.mofa.go.jp